

令和5・6年度 胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領
(追加受付)

令和5年12月
胎内市

令和6年度において、胎内市が行う建設工事に係る測量、調査及び設計等業務の一般競争入札、指名競争入札及び随意契約の協議（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする方は、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程（平成17年告示第14号）（以下「審査規程」という。）及びこの要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」という。）の申請をして資格審査を受け、参加有資格者となる必要があります。

【目次】

I 申請方法

1. 参加資格の種類	2
2. 資格審査申請をすることができる方	2
3. 参加資格の有効期間	2
4. 提出部数	3
5. 提出期間	3
6. 提出方法	3
7. 提出先	3
8. 提出書類	4
9. 提出書類等の作成について	6
10. その他	6

II 記入方法

1. 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】	8
2. 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】	10
3. 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】	10
4. 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】	11
5. 技術職員調書【第5号様式】	11
6. 技術職員経歴書【第6号様式】	11
7. 暴力団等の排除に関する誓約書	12
8. 委任状	12
別表	13

I 申請方法

1. 参加資格の種類

別表の「資格業務」の、それぞれの業種（部門）ごとに資格審査の受け付けをします。業種・部門の詳細は、提出書類の【第2号様式】で確認してください。

2. 資格審査申請をすることができる方

資格審査申請をすることができる方は、別表の「資格業務」ごとに「資格審査を受けることができる者」の欄に掲げる方です。

ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する方は申請することができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含みます。）第2項各号のいずれかに該当する方で、その事実があった後3年以内であって市長が定める期間を経過しない方。
また、その方を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する方についても同様とします。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じです。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じです。）が経営に実質的に関与していると認められる方。
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる方。
- (4) 暴力団員であると認められる方。
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる方。
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる方。
- (7) 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。下記（8）において同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる方。
- (8) 法人であって、その役員のうち上記（4）から（6）までのいずれかに該当する方がある方。
- (9) 胎内市の市税、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税のいずれかについて、滞納がある者。

3. 参加資格の有効期間

令和6年5月1日から令和7年4月30日まで

4. 提出部数

1部

【申請書類の綴り方について】

申請書及び添付書類は、「8. 提出書類」の項番順にホチキス綴りにしてください。

ホチキス綴じができない場合は、紙紐で綴じ提出してください。(黒紐等(紙製以外の紐)は使用しないでください。)

申請書上部に2箇所ホチキス止めをしてください。
ホチキス止めができない場合、2箇所穴開けをし、
紙紐で綴り提出してください。

様式第1号(第3条関係)	建設コンサルタント等入札参加資格審査申請書
申請区分	
年度において、胎内市で行う測量、建築設計及び建設コンサルタント等業務に係る入札に参加する資格の審査を申請します。	
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。	
	年 月 日
(あて先)胎内市長	
業者番号	申請者 [法人の場合は、商号又は 名称及び代表者の氏名]
	(実印)

※受領書が必要な方は、受付印を押印しますので、申請書類の控え等をお持ちください。

(郵送の場合は、受領印を押印のための申請書類の控え等と切手を貼った返信用封筒を同封してください)。

5. 提出期間

令和6年2月1日から令和6年2月29日まで

※郵送の場合は、令和6年2月29日の消印まで有効。

宅配便の場合は、令和6年2月29日の必着分まで有効。

6. 提出方法

市内業者：持参、郵送又は宅配便とします。

市外業者：原則、郵送又は宅配便とします。

受付時間 各日 午前9時00分から午後5時00分まで

(胎内市の休日を定める条例(平成17年条例第2号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)

7. 提出先

胎内市役所 財政課 契約検査係

〒959-2693 新潟県胎内市新和町2番10号

電話：0254-43-6111 (内線1341)

8. 提出書類

◎ 提出必須（記入すべき事項がない場合も、白紙のまま提出してください。）

△ 該当する場合のみ提出してください。

※1 「市内業者」：胎内市内に本社（本店）が所在する業者。

「市外業者」：市内業者以外の業者。

(1) 新規申請をする場合

申請書及び添付書類	市内業者 ※1	市外業者 ※1
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】 ※申請者は、本社（本店）（以下「主たる営業所」という。）名義で作成してください。	◎	◎
② 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】	◎	◎
④ 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】 ※契約締結権限等を委任する営業所等について記入してください。 ※主たる営業所以外の営業所がない場合は、空白箇所に「該当なし」と記入し提出してください。	◎	◎
⑤ 技術職員調書【第5号様式】 ※職員数は、資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（定期申請の場合は、令和6年1月1日を指します。以下「審査基準日」という。）の人数を記入してください。	◎	◎
⑥ 技術職員経歴書【第6号様式】 ※建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務を申請する方で、「⑧登録を受けていることを証する書面」によるそれぞれの登録規程に基づく現況報告書（直近1期分）の写しを提出する方は、提出を省略することができます。	△	△
⑦ 暴力団等の排除に関する誓約書	◎	◎
⑧ 登録を受けていることを証する書面 ※建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務のうち、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている部門について申請する方は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書の副本（国土交通大臣の確認を受けたものに限り。）の写しを提出してください。 申請業種（部門）が現況報告書に記載されていない等の場合は、登録証明書の写し等を提出してください。 測量業務、一級建築設計業務、建築設備設計業務（実績により申請する場合を除く。）、土地家屋調査業務、不動産鑑定評価業務又は計量証明業務を申請する方はそれぞれの登録証明書等（写し）を提出してください。	△	△

申請書及び添付書類	市内 業者 ※1	市外 業者 ※1
<p>⑨ 営業実績があることを証する書面</p> <p>※建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務のうちそれぞれの登録規程に基づく登録を受けていない部門について、申請する方及び建築設備設計業務（実績により申請する場合）・調査・試験業務、又はその他の業務を申請する方は、当該業務の実績の中から1～2件について、その契約書の写しを提出してください。契約書記載の契約名等からは業務内容が明確でない場合は、業務内容のわかるもの（仕様書等）を添付してください。</p> <p>なお、提出する契約書等には、どの部門に関するものかわかるよう、付箋・インデックス等を付けてください。</p>	△	△
<p>⑩ 胎内市の納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用） 胎内市税務課発行</p> <p>※証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもののみ有効（写し可）。</p> <p>【市内業者】納税義務の有無にかかわらず提出してください。</p> <p>【市外業者】事業所として胎内市に納税義務がある場合のみ提出してください。</p>	◎	△
<p>⑪ 法人税又は所得税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書</p> <p>（未納税額のない証明用） ※税務署発行</p> <p>※証明年月日が申請書提出日以前3か月以内のもののみ有効（写し可）。</p> <p>免税事業者の場合であっても、必ず提出してください。</p> <p>【法人の場合】納税証明書「その3の3」</p> <p>【個人の場合】納税証明書「その3の2」</p>	◎	◎
<p>⑫ 委任状</p> <p>※従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。参考様式を示しますので委任事項を加除修正の上、使用してください。</p>	△	△

(2) 追加申請（業種追加）をする場合

令和5・6年度の胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格を有している方が、追加申請（業種（部門）の追加）をする場合は、「8. 提出書類」のうち、以下のものを提出してください。なお、②の申請書の「入札参加希望業種」の欄には、追加申請する業種（部門）の種類のみを記入してください。（※項番は「(1) 新規申請の場合」と同じ番号となっています。）

申請書及び添付書類	市内 業者 ※1	市外 業者 ※1
① 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】	◎	◎
② 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】	◎	◎
③ 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】	◎	◎
⑤ 技術職員調書【第5号様式】 ※既に入札参加資格が認められた業種（部門）に係る技術者も含め、追加申請しようとする日の直前の事業年度の終了の日における技術職員数を記入してください。	◎	◎
⑥ 技術職員経歴書【第6号様式】 ※追加申請しようとする日の直前の事業年度の終了する日における技術職員について記入してください。	△	△
⑧ 登録を受けていることを証する書面 ※追加申請する業種に係るもの	△	△
⑨ 営業実績があることを証する書面 ※追加申請する業種に係るもの	△	△
⑩ 胎内市の納税証明書 (未納税額のない証明用) 胎内市税務課発行	◎	◎
⑪ 法人税又は所得税の納税証明書並びに消費税及び地方消費税の納税証明書 (未納税額のない証明用) ※税務署発行	◎	◎

9. 提出書類等の作成について

申請書の作成にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 申請書は主たる営業所で作成してください。したがって、申請者は主たる営業所の代表者となります。
- (2) 複数種別（建設工事、建設コンサルタント等業務、物品・役務等）の申請を行う場合は、申請種別ごとに申請書を作成し、それぞれ審査を受けてください。
- (3) 透明性を確保するため、申請に伴い作成された書類のうち、当該法人・個人及び団体の権利や競争上の地位等を害するおそれがないと判断したものについては、当該書類は情報開示の対象となりますので、ご承知ください。

10. その他

上記のほか、次の点に留意してください。

(1) 申請書の受領について

申請書の受領書又は受付印が必要な場合は、返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印した受領書等を返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印しお渡しします。

なお、この受付印は、「申請要領に従って作成された適正な申請書を受領した」ということを表すものではありません。「内容が正しいかどうかを問わず単に受領した」ことを表すものです。

(2) 資格審査について

業種（部門）ごとに参加資格の審査を行います。業種（部門）の追加は、追加申請時（令和6年2月）のみ可能となります。その他の期間での受け付けは行いません。

(3) 資格審査結果について

提出書類を基に参加資格の審査を行います。参加資格を有すると認められた方については、入札参加資格者名簿に登載し、ホームページ及び本庁舎3階の設計図書閲覧所で公開します。個々に参加資格審査結果を通知することは予定していませんのでご了承ください。

(4) 参加資格の承継について

営業若しくは事業の譲渡、合併、分割又は相続のあった方からの申請によって参加資格者の営業又は事業を承継したと認められるときは、その参加資格を承継することができます。参加資格を承継しようとする方は、承継申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて提出してください。

(5) 変更届出書の提出について

申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があった場合は、変更届出書（様式第2号）に必要な書類を添えて、速やかに提出してください。

なお、現に当市と契約を締結している方で、必要な添付書類の完成を待っていると契約金額の請求・受領や入札の参加等に支障をきたすおそれのある方は、取り急ぎ添付書類以外を提出してください。

- ①商号又は名称
- ②営業所の名称、所在地、郵便番号及び電話番号等
(主たる営業所、新潟県内の営業所及び委任先に指定されている営業所に限る。)
- ③代表者の職氏名（法人）
- ④代理人の職氏名
- ⑤許可区分及び許可番号

(6) 廃業等届出書の提出について

申請書を提出した後に次に掲げる事項に該当することになった場合は、廃業等届出書（様式第3号）を、速やかに提出してください。

- ①入札参加資格者が死亡したとき
- ②法人が合併その他の事由により解散したとき
- ③審査規程の別表第2の右欄に掲げる者に該当しなくなったとき
- ④参加資格を辞退しようとするとき

郵便番号：〒959-2693

住所：新潟県胎内市新和町2番10号

部署：胎内市役所 財政課 契約検査係

電話：0254-43-6111（内線1341）

FAX：0254-43-2868

メール：keiyaku@city.tainai.lg.jp

ホームページ：<http://www.city.tainai.niigata.jp/gyose/nyusatsu/index.html>

II 記入方法

1. 建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】

(1) 「申請区分」の欄

次の区分に従って、該当する記号を選択（記入）してください。

申請の区分	申請の内容	記号
新規申請	令和5・6年度の胎内市の建設コンサルタント等業務入札参加資格を有しない方（名簿に登載されていない方）が、申請する場合	新規
追加申請	令和5・6年度の胎内市の建設コンサルタント等業務入札参加資格を有している方が、既に認められている参加資格以外の業種について申請する場合	追加

(2) 「業者番号」の欄

追加申請の方は、令和5・6年度の胎内市の建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿に登載されている業者番号を記入してください。

新規申請の方は、空欄で提出してください。ただし、他の業種（建設工事又は物品役務等）で業者番号を有している場合はその番号を記入してください。（以下同じです。）

(3) 「委任の有無」の欄

委任状を提出する場合は、「有」を選択（記入）してください。それ以外は、「無」を選択（記入）してください。

(4) 「商号又は名称」の欄

ア 法人事業者は、次表を参考に法人の種類を表す略号を記入してください。

法人の種類	略号	法人の種類	略号	法人の種類	略号
株式会社	(株)	協同組合	(同)	一般社団法人	(一社)
有限会社	(有)	協業組合	(業)	一般財団法人	(一財)
合資会社	(資)	企業組合	(企)	公益社団法人	(公社)
合名会社	(名)	有限責任事業組合	(責)	公益財団法人	(公財)
合同会社	(合)				

イ 個人事業者は、本人の氏名以外の商号又は名称を使用している場合、商号又は名称を記入するとともに、その後に1文字分空けて、事業主の氏名も記入してください。

ウ 「フリガナ」は、商号又は名称をカタカナで記入してください。その際、上記表の略号は省略してください。

(5)「代表者の職氏名」の欄

- ア 代表者の職氏名は、左詰めとし、職名と姓、姓と名の上に1文字分空けて記入してください。
- イ 代表者の氏名のフリガナは、左詰めとし、姓と名の上に1文字分空けてカタカナで記入してください。職名のフリガナは不要です。

(6)「主たる営業所」の欄

- ア「都道府県・市区郡町村名」の欄
都道府県名と市区郡町村名を記入してください。
- イ「所在地」の欄
主たる営業所の所在地のうち、アの「都道府県・市区郡町村名」に続く所在地住所を登記事項証明書等に登録されているとおりに記入してください。
「丁目」、「番地」、「号」を「- (ハイフン)」等で省略しないでください。
- ウ「フリガナ」の欄
都道府県名と市区郡町村名、所在地をカタカナで記入してください。
- エ「郵便番号」の欄
主たる営業所の所在地の郵便番号を記入してください。
- オ「電話番号」及び「FAX番号」の欄
次の例を参考に記入してください。 0XX-XXX-XXXX

(7)「営業年数」の欄

- ア 競争入札等に参加を希望する業種に係る事業を開始した日から、審査基準日までの営業年数を記入してください。
- イ 1年に満たない営業期間があるときは、これを切り捨ててください。
- ウ 複数の業種について入札参加を希望する場合で、当該事業を開始した日が異なるときは、最も古い事業開始の日から審査基準日までの営業年数を記入してください。

(8)「技術職員数」の欄

審査基準日における職員（期間を特に限定することなく雇用されている使用人、個人事業者における事業主及び法人事業主における常勤の役員をいいます。監査役は含みません。以下同じです。）のうち、「技術職員調書」【第5号様式】に掲げる資格を有する方の実人数を記入してください。

(9)「事務職員数」の欄

審査基準日における職員のうち、営業・総務・管理等の事務関係の業務に主に従事している方の実人数を記入してください。

(10)「その他職員数」の欄

審査基準日における職員のうち、技術職員及び事務職員以外の方の人数を記入してください。

2. 入札参加希望業種（部門）一覧【第2号様式】

(1) 「業者番号」の欄

業者番号（第1号様式と同じ番号）を記入してください。

(2) 「入札参加希望業種」の欄

競争入札に参加することを希望する業種の部門（以下「入札参加希望業種（部門）」という。）の欄に「○」を選択（記入）してください。

(3) 「登録資格の有無」の欄

建設コンサルタント業務、地質調査業務又は補償コンサルタント業務について、入札参加を希望する方で、それぞれの登録規程に基づく登録を受けている場合は、該当の部門に「○」を選択（記入）してください。

3. 入札参加希望業種（部門）実績【第3号様式】

(1) 「業者番号」の欄

業者番号（第1号様式と同じ番号）を記入してください。

(2) 「直前2年度の年間平均実績高」の欄

入札参加を希望する業種ごとに、審査基準日の直前2営業年度の各事業年度における当該業務の実績高を合計した額を2で除して得た値を、千円単位にして右詰めで記入してください。このとき、千円未満の端数があるときは、これを切り捨ててください。

(3) 「前々年度分決算」及び「前年度分決算」の欄

ア 「前々年度」とは「前年度」の直前の事業年度をいい、「前年度」とは審査の申請をする日の直前の事業年度をいいます。

イ それぞれの事業年度ごとに、千円単位にして右詰めで記入してください。

(4) 「登録番号」及び「登録年月日」の欄

ア 入札参加を希望する業種ごとに、登録状況について、登録番号及び登録年月日を記入してください。

イ 一の業種で異なる登録番号又は登録年月日がある場合は、それぞれ2段（又は3段）で記入してください。

4. 営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】

契約締結権限等を委任する営業所等について記入してください。

該当する営業所がないときは、空白部分に「該当なし」と記入して提出してください。

(1) 「業者番号」の欄

業者番号（第1号様式と同じ番号）を記入してください。

(2) 「営業所の名称」の欄

当該営業所の名称のみを記入してください。

(3) 「営業所の所在地」及び「連絡方法」の欄

「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の各記入方法を参考に記入してください。

5. 技術職員調書【第5号様式】

(1) 「業者番号」の欄

業者番号（第1号様式と同じ番号）を記入してください。

(2) 「人数」の欄

ア 審査基準日において、「資格名」に掲げる資格を有する職員の人数を、それぞれ資格ごとに、右詰めで記入してください。

イ 一人の職員が複数の資格を有する場合は、その資格ごとに、それぞれ1人として計上してください。

(3) 技術士の「人数」の欄

最新の新潟県建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請要領を参照して記入してください。

6. 技術職員経歴書【第6号様式】

「建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書【第1号様式】」の「技術職員数」に計上された技術職員の氏名、最終学歴、法令等による免許又は資格等、実務経験及び実務経験年月数について、それぞれ次のとおり記入してください。

(1) 「氏名」の欄

当該技術職員が、「営業所（主たる営業所を除く）一覧表【第4号様式】」に記入された営業所等に所属する場合に限り、当該営業所等の名称を氏名の下に括弧書きで記入してください。

所属する営業所が上記一覧表に記入された営業所等以外であるときは、括弧書きの必要はありません。

(2) 「最終学歴」の欄

- ア 最終学歴に対応する学校の種類（大学院、大学、短期大学、高等学校、専門学校等）を記入してください。〇〇大学といった具体的な学校の名称を記入する必要はありません。
- イ 当該学校において専攻した学科の科目の名称を記載してください。

(3) 「法令等による免許等」の欄

- ア 当該技術職員が有する法令等に基づく免許又は資格等を記入してください。
- イ 一人が複数の免許又は資格等を有する場合は、それぞれの免許又は資格ごとに段分けして記入してください。

(4) 「実務経験」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許等に関連した業務の中から任意に1件を選択し、その業務の内容及び担当した職名を記入してください。

(5) 「実務経験年月数」の欄

「法令等による免許等」に記入した免許又は資格等ごとに、当該免許又は資格等を取得した後、申請書等提出時までの実務経験の年月数を記入してください。

7. 暴力団等の排除に関する誓約書

この様式は、胎内市建設コンサルタント等業務入札参加資格審査規程第2条第1項第2号アからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面です。内容を確認の上、必要事項を記入してください。（代表者の生年月日の記入漏れがないようにしてください。）

8. 委任状

入札・契約等に関する一切の権限を従たる営業所等に委任する場合に提出してください。参考様式を示しますので委任事項を加除修正の上、使用してください。なお、自社様式がある場合はその様式を使用させていただいてかまいませんが、参考様式に示す項目を満たすようにしてください。

委任者の押印は不要ですが、受任者の押印は引き続き必要です。

別表

資格業務	資格業務に係る業務内容	資格審査を受けることができる者
建設コンサルタント業務	土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言	1 建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月建設省告示第717号)の規定に基づき建設コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和52年4月建設省告示第718号)第2条第1項に規定する地質調査	1 地質調査業者登録規程の規定に基づき地質調査業者についての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月建設省告示第1341号)第2条第1項に規定する補償業務	1 補償コンサルタント登録規程の規定に基づき補償コンサルタントについての登録を受けている者 2 当該業務の営業実績を有する者
測量業務	測量法(昭和24年法律第188号)第3条に規定する測量及び当該測量に付随する業務	測量法の規定に基づき測量業者としての登録を受けている者
建築設計業務	建築物又は建築設備の設計	1 建築士法(昭和25年法律第202号)の規定に基づき一級建築士事務所についての登録を受けている者 2 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)の規定に基づき建築設備士についての登録を受けている者(以下「登録建築設備士」という。) 及び登録建築設備士を有する者 3 建築設備の設計業務の営業実績を有する者
土地家屋調査業務	不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続	土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)の規定に基づき土地家屋調査士としての登録を受けている者及び土地家屋調査士法人
不動産鑑定評価	業務不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第2条第1項に規定する不動産の鑑定評価	不動産の鑑定評価に関する法律の規定に基づき不動産鑑定業者としての登録を受けている者
計量証明業務	計量法(平成4年法律第51号)第107条に規定する計量証明	計量法の規定に基づき計量証明の事業を行う者としての登録を受けている者
調査・試験業務	雪氷、海洋、環境及び生態系に関する調査並びに路床路盤支持力試験(CBR試験)	当該業務の営業実績を有する者
その他の業務	建設工事に係る測量、調査、設計等の業務であって上記の業務以外のもの	当該業務の営業実績を有する者